

令和元年12月3日  
福祉部障害者施策課

## 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例の制定について

### 1 条例制定の理由

障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定しており、平成30年10月に施行された東京都障害者差別解消条例にも同様の主旨の規定がある。

本区においても東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機として、手話は言語であることを普及するとともに、障害者の意思疎通手段について、それぞれの障害特性に配慮した意思疎通手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害の有無にかかわらず互いに分け隔てなく理解し合い、共生社会の実現を目指すことを目的として、手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進を図るため条例を制定する。

### 2 条例案の概要

#### (1) 前文及び条例の目的

障害者の障害特性に配慮した意思疎通手段を利用しやすい環境を整備することで、障害への理解を促進し、共生社会の実現を目指すことを定める。

#### (2) 基本理念

手話は言語であることや、障害者の意思疎通を円滑に図る権利の尊重について定める。

#### (3) 区の責務、区民の役割及び事業者の責務

障害者の意思疎通手段にかかる施策の推進や環境の整備について区の責務、区民の役割及び事業者の責務について定める。

#### (4) 区の施策の推進

障害者の意思疎通手段の普及や啓発、利用に資する環境整備、習得する機会の提供、情報の発信について定める。

### 3 施行日

令和2年4月1日施行予定

### 4 条例案の提出

令和2年第1回区議会定例会に条例案を提出予定

### 5 区民説明会の実施

- (1) 第1回 令和元年8月21日(水) 18時30分～  
江東区文化センター5階第6～8会議室 参加人数26名
- (2) 第2回 令和元年8月28日(水) 13時30分～  
総合区民センター7階第4・5会議室 参加人数24名

### 6 障害者団体説明会等の実施

障害者団体説明会 令和元年4月15日(月) 13時00分～  
江東区文化センター5階第6～8会議室 参加人数25名  
※ その他ヒアリングを数回実施

### 7 パブリックコメント実施結果

- (1) 意見募集期間  
令和元年8月11日(日・祝)～9月1日(日)
- (2) 閲覧資料  
(仮称)江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する  
条例案の概要版
- (3) 意見方法  
郵送、FAX、区ホームページ
- (4) 意見者数  
66名(無記名・氏名不詳を含む)
- (5) 意見数  
134件(無記名・氏名不詳を含む)

(6) 主な意見と区の方考え方

同主旨2件以上の意見に対する区の方考え方を掲載

番号	ご意見(要旨)	区の方考え方
条例全般について		
1	手話をはじめとする障害者の意思疎通手段の普及と障害への理解促進を図るための条例制定に賛成である。 (同主旨9件)	手話は言語であることを普及し、障害者の意思疎通を促進することにより、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的としてこの条例を制定し、共生社会の実現を目指してまいります。
2	条例は、手話言語条例と意思疎通条例に分けて制定してほしい。手話は意思疎通の一部だが、手話は言語であり、手話は聴覚障害者が生きてきた歴史や文化であるため、別々に条例を作してほしい。 (同主旨4件)	手話は言語であり、独自の言語体系を有する文化的所産で、その歴史的背景も手話以外の意思疎通手段とは異なるところですが、この条例は、手話を含む障害者の意思疎通手段には様々なものがあることを広く区民や江東区を訪れる方に知っていただき、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的として制定するものです。
3	条例の制定には制約もあると思うが、聴覚障害者や他の障害の方が理解できる内容で画期的な条例にしてほしい。 (同主旨1件)	この条例は、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的として、区の責務や区民の役割、事業者の責務と共に施策を推進するにあたっての普遍的な基本理念や考え方について定めることとしております。
4	障害 → 「がい」をひらがな表記にしてほしい。 (同主旨1件)	障害者総合支援法など法律において「障害」の表記を用いていること、「障害」が常用漢字であることから、現在の表記としております。なお、「障害」の表記については、「障害」、「障がい」、「障碍」など障害当事者からも様々なご意見をいただいております。
5	条例の中に「手話は言語である」と明記してほしい。国連の障害者権利条約や障害者基本法にも手話は言語と位置づけられており、区の条例にも明示してほしい。 (同主旨8件)	条例の文言については、パブリックコメントのほか、区民説明会の際や障害者団体からもご意見をいただいております。ご意見につきましては、条例制定の参考にさせていただきます。

番号	ご意見（要旨）	区の考え方
6	事業者の「役割」ではなく、「責務」にしてほしい。 （同主旨1件）	条例の文言については、パブリックコメントのほか、区民説明会の際や障害者団体からもご意見をいただいております。ご意見につきましては、条例制定の参考にさせていただきます。
7	事業者について、内容によっては義務規定とし、一層の促進を図ってほしい。 （同主旨2件）	条例制定にあたっては、パブリックコメントのほか、区民説明会の際や障害者団体からもご意見をいただいております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
8	条例の施策を推進する際、当事者を含めた協議会を新たに設置するか、「障害者計画等推進協議会」にて協議し、意見を聴き、尊重する旨、明記してほしい。 （同主旨1件）	障害者施策については、地域自立支援協議会において検討するほか、障害者団体や障害当事者の方から直接ご意見・ご要望をいただく場を設けております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
9	意思疎通手段の用語の定義に「要点筆記」「失語症者向け意思疎通支援」を明記してほしい。また、脳卒中・循環器病対策基本法の付則第3条にも「失語症」が明記されているので参考にしてほしい。 （同主旨1件）	条例の文言については、パブリックコメントのほか、区民説明会の際にもご意見をいただいております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
<b>その他の施策、事業への要望</b>		
10	成人の発達障害者の専門外来をしている医療機関や行政機関がない。区内の医療機関などで、発達障害者の成人を含めた外来や、支援、リハビリテーション、療育などを行える体制にしてほしい。 （同主旨2件）	発達障害者に関する医療につきましては、高い専門性が求められます。区としては、東京都立精神保健福祉センターをはじめとする医療機関やリハビリ、デイケアを実施している機関と連携し、個人の状況に応じた支援を行ってまいります。

番号	ご意見（要旨）	区の考え方
11	<p>発達障害がある人は、年齢問わず、コミュニケーションや人間関係などで苦勞している。サービス業、公共交通機関、行政機関などで、発達障害者への理解、合理的配慮を行ってほしい。</p> <p>（同主旨5件）</p>	<p>障害者差別解消法の普及啓発を進めるとともに、障害への理解を促進に努めてまいります。</p>
12	<p>失語症者は、様々な場面で社会的障壁があるため、意思疎通支援の活動ができる環境を整える必要があるため、失語症者向け意思疎通支援派遣事業を確立してほしい。</p> <p>（同主旨3件）</p>	<p>事業の実施につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
13	<p>江東区立の小中学生に対して、手話を必修教科にしてほしい。</p> <p>（同主旨4件）</p>	<p>令和2年度より、本区の小学校5年生が使用する国語の教科書に「点字と手話」の内容が示されており、こどもたちは、各校の指導計画に基づいて学習することとなります。一方で、小中学校で指導する教科等は、学習指導要領に定められているため、本区独自に手話を教科化することは難しいと考えております。</p>
14	<p>公立小・中学校に通う発達障害児に対して十分な配慮を行い、いじめから守り、親、担任、学校と連携をとり、過ごしやすい学校生活を送れるよう努力してほしい。</p> <p>（同主旨1件）</p>	<p>本人や保護者の希望をもとに、学校と保護者が連携していくために、発達障害のある児童・生徒については教育支援計画（学校生活支援シート）や個別指導計画を作成し、指導・支援につなげております。また、個々の障害特性に応じた指導・支援をしていくために、個々の教育的ニーズに応じて介助員等の人的配置をしております。今後も学校が保護者と共に組織的に指導の工夫を進めてまいります。</p>

番号	ご意見（要旨）	区の考え方
15	手話講習会の実施回数や講座の種類を増やしてほしい。 （同主旨10件）	区では、江東区社会福祉協議会江東ボランティア・センターで手話講習会の講座を開催し、手話通訳者養成事業を行っております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
16	福祉施設、事業者向けに様々な障害理解を深める講座を定期的を開催してほしい。 （同主旨1件）	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
<b>その他、意見等について</b>		
17	ろう者にとって「手話」は「言語」であることへの理解を広め、一般区民や事業者が手話を学び、手話が普及される社会になってほしい。 （同主旨5件）	手話が言語であることは、障害者の権利に関する条約や障害者基本法に明記されております。条例の周知や手話に関するパンフレットの配布等により手話の普及啓発活動に取り組んでまいります。
18	条例が制定され、障害に対する様々な偏見や障害者を排除する動きが改善され、障害者への配慮が進むことを望む。また、障害者が意思疎通しやすい環境を整えば、障害者にとって住みやすい地域になる。 （同主旨5件）	障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的としてこの条例を制定し、共生社会の実現を目指してまいります。
19	公共機関および区内の各自治会や各商店街などにも条例の周知をしてほしい。 （同主旨1件）	関係団体、関係機関等へ条例を周知してまいります。

番号	ご意見（要旨）	区の考え方
20	<p>障害の有無にかかわらず、こどものときから共に成長し、意思疎通が当たり前にできる地域になってほしい。</p> <p>（同主旨2件）</p>	<p>関係機関と連携し、こどものときから心のバリアフリーを育てることで、障害のある人もない人も共に支えあい、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。</p>
21	<p>上手く言葉にすることができない障害者もいるので、ちょっとした問いかけから始めてほしい。時間はかかるが、自分の気持ちを表し始める。また、集団の中でのコミュニケーションが上手くとれないので非難されやすいが、誤解しないでほしい。</p> <p>（同主旨3件）</p>	<p>障害特性に配慮した多様な意思疎通手段を利用しやすい環境を整備し、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的としてこの条例を制定し、共生社会の実現を目指してまいります。</p>